訪問看護重要事項説明書

高岡市医師会訪問看護ステーション

1. 事業の目的と運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。また、事業の運営に当たっては、従業者の管理及びサービスに関わる実施状況の把握と管理を一元化し、地域との結び付きを重視し、他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めています。

2. 事業概要

①事業所名	高岡市医師会訪問看護ステーション（事業所番号　1660290006）
②所在地	〒933-0045　富山県高岡市本丸町　７－１
③開設者	一般社団法人　高岡市医師会　　会長　白崎　文朗
④通常の事業実施地域	高岡市内
⑤管理者	中村　美紀
⑥従業員の員数と職種	5名　(保健師・看護師)
⑦営業日　営業時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時15分
⑧休業日	土､日曜日及び祝祭日、8月15日～16日、12月29日～1月3日

3. 利用料金

① 規定に基づく自己負担額を徴収します。(別紙参照)
② 介護保険をご利用の場合､サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合には、全額自己負担となります。
③ 利用料は月ごとの清算とし、毎月5日以降に、前月分の請求をいたします。お支払方法は、ご指定の口座振替と現金集金の方法があります。原則、口座引き落としにさせて頂きます。現金集金の場合は、訪問した看護師が集金し、その際に領収書を発行させて頂きます。
④ 自費でのサービスとなった場合は､医療保険の診療報酬に基づき消費税込みの利用料金設定で、サービスの提供をさせて頂きます。

4. 提供サービスの内容

利用者の希望を聞き、主治医の指示書に基づき、連携を密接に図りサービスを提供します。訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。また、介護保険でのサービスの場合は、居宅サービス計画書に沿ってサービスを提供し、内容や利用回数等は、利用者との合意により変更できます。提供サービスの主たる内容は以下の内容です。

① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事及び排泄等日常生活の世話
④ 褥瘡の予防及び処置
⑤ リハビリテーション
⑥ カテーテル等の管理
⑦ ターミナルケア

⑧ 認知症療養者の看護
⑨ 療養生活や介護方法の指導
⑩ その他医師の指示による医療処置

※ ご利用にあたってのお願い

●保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。また、やむを得ず訪問の予定変更を希望される合は、できるだけ速やかにご連絡をお願いいたします。

５．サービス提供の終了

以下のいずれかの事由に該当する場合はサービスの提供を終了します。

①契約期間満期日の 7 日前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
② 必要ではなくなったと主治医が指示したとき
③ 利用者が介護保険施設や医療施設等への入所又は入院した時。
④ 利用者が死亡した時。
⑤ 主治医により訪問看護が必要ないと判断された時。

6. 秘密保持

①事業者及びその従業員は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
②事業者はサービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
③事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又は家族の秘密を守ることを義務とします。

7. 緊急時の対応

ステーションは、利用者の容態が急変した場合、速やかに主治医に指示を仰ぎ迅速適切な対応をします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供に伴って事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡をし、必要な措置を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、５年間保管します。

9. 賠償責任

事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生及び再発を予防するために、次の措置を講じます。

① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
② 虐待の防止のための指針を設備します。
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

11. 苦情の受付

①事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し立があった場合は速やかに対応します。
②事業者は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。